

# 和木町学校給食センター設計業務 特記仕様書

## I 業務概要

1. 業務名 和木町学校給食センター設計業務

### 2. 業務の目的

和木町の現給食センターは、昭和51年1月に開設され、供用開始後50年が経過し、施設や設備の老朽化が進行している。また、作業動線や空調設備等の作業環境についても改善が必要な状況となっているほか、床がウェットシステム（ドライ運用）であること、汚染作業区域と非汚染作業区域が明確に区分されていないこと、独立した検収室がないこと、適切な温度・湿度の管理が十分できないことなど、現行の学校給食衛生管理基準への適合が不十分な状況となっている。

以上のことから、町内の子どもたちにより安全で高品質な給食を安定的に提供していくため、本町では「和木町学校給食センター整備基本構想（令和5年8月）」および「和木町学校給食センター整備基本計画（令和7年4月）」を策定し、和木町学校給食センターの整備を行うこととした。

本業務は、和木町学校給食センター整備基本構想および基本計画に基づき、和木町学校給食センターを整備するため、その施設の設計業務を行うものである。

3. 業務期間 契約日の翌日から 令和10年1月31日まで

※ 契約は令和8年7月中旬から下旬ごろとなる予定です。  
(令和8年度：基本設計業務、令和9年度：実施設計業務)

### 4. 計画施設概要

- (1) 施設名称 和木町学校給食センター
- (2) 敷地の場所 山口県玖珂郡和木町関ヶ浜二丁目5番地内
- (3) 施設用途 給食センター（令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第二号 第2類）

### 5. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「■」印が付いたものを適用する。特記仕様書に記載されていない事項は、設計業務に関しては、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督員」に読み替えるものとする。

### 6. 設計と条件

- (1) 敷地の条件
  - a. 敷地の面積 約2,650㎡（敷地への進入路は除く）
  - b. 用途地域及び地区の指定 第二種中高層住居専用地域、防火指定なし
- (2) 施設の条件
  - a. 施設の規模、構造、工事概要

対象部分の名称	延べ面積（㎡）	構造等	工事概要
給食センター	約700㎡	鉄骨造 平屋建て	建築・電気・機械設備・ 厨房機器
外構工事	—	—	アスファルト舗装、フェンス、門扉 付帯施設など

b. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部・平成25年）」による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- |            |    |
|------------|----|
| 1) 構造体     | Ⅱ類 |
| 2) 建築非構造部材 | B類 |
| 3) 建築設備    | 乙類 |

(3) 建築の条件

- |           |  |
|-----------|--|
| a. 予定工事時期 | 令和11年4月から 令和12年3月まで                              |
| b. 予定工事費  | 本体工事 1,045,000,000円（外構工事含む）<br>厨房設備 350,000,000円 |

(4) 設計内容

学校給食センターの基本設計及び実施設計業務

- ・ 構造、規模 鉄骨造 平屋建て
- ・ 延べ床面積 約700㎡（付帯施設は除く）
- ・ 必要食数 900食/日
- ・ 対象校 小学校：1校、中学校：1校、こども園：1校

(5) 設計と条件

- ・ 「学校給食衛生管理基準」および「大量調理施設衛生管理マニュアル」を遵守し、「安心・安全な学校給食の提供」を基本理念とし施設整備する。
- ・ 本施設は建築基準法第48条ただし書き許可（建築基準法第48条4項および16項二号）を受けて建設する予定であるため、下記の点に注意して設計を行うこと。
  - ① 調理業務の用に供する部分の床面積は、500㎡以内とすること。  
調理業務の用に供する部分とは、調理場のほか、調理・配膳に必要な道具の保管庫、食品を保管する倉庫および給食の配送作業に必要な部分等を指し、搬入・配送のためのプラットホーム、ボイラー等の調理に直接関係する設備が設置される機械室等も含まれる。なお、調理に直接関係がない職員の事務室、備品の倉庫およびロッカー、洗濯室等は含まない。
  - ② 騒音又は振動の発生その他の事象による住居の環境の悪化を防止するために必要な国土交通省令で定める措置を講じた設計とすること。
  - ③ 住居の環境の悪化を防止するために必要な処置を講じた設計とすること。（「建築基準法施行規則第10条の4の3」および「建築基準法の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（令和元年6月24日付け国住指第654号・国住街第41号）参照）
- ・ 建設予定地内に町営住宅の汚水桝、汚水配管が通っているため、注意して計画すること。既設の配管ルート等を変更する必要がある場合は、本設計業務内で併せて設計を行うこと（別紙「敷地現況図」参照）。

## Ⅱ 業務仕様

### 1. 設計業務の内容及び範囲

#### (1) 一般業務の範囲

- a. 基本設計
  - 建築（総合）基本設計に関する標準業務
  - 建築（構造）基本設計に関する標準業務
  - 電気設備基本設計に関する標準業務
  - 機械設備（昇降機を含む）基本設計に関する標準業務
  - 厨房設備基本設計に関する標準業務
  - 外構基本設計に関する標準業務

※ 上記の業務内容の項目

■ 設計条件の整理	■ 条件整理 ■ 設計条件の変更等の場合の協議
■ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査 ■ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
■ 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打ち合わせ	
■ 基本設計方針の策定	■ 総合検討 ■ 基本設計方針の策定及び発注者への説明
■ 基本設計図書の作成	
■ 概算工事費の検討	
■ 基本設計内容の発注者への説明等	

■ b. 実施設計

- 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 厨房設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 外構実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

※ 上記の業務内容の項目

■ 要求等の確認	■ 発注者の要求等の確認 ■ 設計条件等の変更等の場合の協議
■ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	■ 法令上の諸条件の調査 ■ 建築確認申請に係る関係機関との打合せ
■ 実施設計方針の策定	■ 総合検討 ■ 実施設計のための基本事項の確定 ■ 実施設計方針の策定及び発注者への説明
■ 実施設計図書の作成	■ 実施設計図書の作成 ■ 確認申請図書の作成
■ 概算工事費の検討	
■ 実施設計内容の発注者への説明等	

■ 確認申請等業務

- 建築確認申請
- 構造計算適合判定
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定
- 建築基準法第48条ただし書き許可申請

## (2) 追加業務の内容及び範囲

### ■ 積算業務

- 建築積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 電気設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 機械設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- 厨房設備積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）
- その他付随する工事の積算（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積の徴収、見積検討資料の作成）

### ■ 透視図の作成（A3サイズ、外観1枚程度）

### □ 模型の製作（ ）

### ■ リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について、検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

### ■ 概略工事工程表の作成

### ■ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）

### □ 日影図の作成（日影規制に関する近隣説明への協力を含む）

### ■ 総合的な環境保全に関する検討・評価資料の作成

### □ 建築物総合環境評価システム（CASBEE）による評価に係る業務

### □ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく認定申請手続き業務

### □ 地質調査

### □ 福祉のまちづくり条例届出書の作成及び届出手続業務

### ■ ランニングコスト概算書

### ■ その他補助金の申請等で必要と思われるもの（別途指示）

## (3) 特別経費の内容および範囲

### ■ 敷地の測量

### □ その他

□ 建築確認申請手数料（ ）円 ※課税対象外

□ 構造計算適合判定手数料（ ）円 ※課税対象外

□ 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料（ ）円 ※課税対象外

□ 建築基準法第48条ただし書き許可申請手数料（ ）円 ※課税対象外

## 2. 業務の実施

### (1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書および適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、監督員の承諾を受けた実施設計図書および適用基準等に基づき行う。
- d. 電算機によって構造計算を行う場合は、建築基準法に基づく指定性能評価機構による性能評価に基づき国土交通省の認定を受けたプログラムを用いる。

(2) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性に関する基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 木造計画・設計基準
- 木造計画・設計基準の資料
- 敷地調査共通仕様書
- 山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル

b. 建築

- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- 木造建築工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 擁壁設計標準図

c. 設備

- 建築設備計画基準
- 建築設備設計基準
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築工事設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引
- 高圧受電設備指針

e. 積算

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事共通費積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築工事積算基準等資料
- 営繕工事積算チェックマニュアル
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築設備数量積算基準

- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編・設備工事編）

(3) 管理技術者の資格要件等

a. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士
  - 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級あるいは二級建築士
  - 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級あるいは二級建築士又は建築設備士
- b. 建築設備に係る設計における意見の徴収
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に規定する建築設備士の意見を聴取し、同法第20条第5項を適用する。
- c. 第三者照査者が配置する技術者の資格要件
- 管理技術者と同じ資格を有する者
- d. その他

受注者は、プロポーザル方式による手続きを経て設計業務を受託した場合には、企画提案書等により提案された履行体制により当該業務を履行する。

(4) 貸与資料等

a. 既存設計図書等

- 設計図面一式
- 既存施工図製本一式
- 既存工作物設計図書一式

b. 既存資料

- 敷地測量図
- 地質調査資料（別途発注）
- 敷地図

c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 敷地図</li> <li>・ 地質調査資料</li> <li>・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会事務局</li> <li>・ 教育委員会事務局</li> <li>・</li> </ul>

(5) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し監督員に提出する。

- a. 業務着手時
- b. 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- c. その他（ ）

(6) その他、業務の履行に係る条件等

- a. 指定部分の範囲（基本設計業務成果品）
  - 指定部分の履行期限（令和9年2月末）
- b. 成果物の提出場所（和木町教育委員会事務局）
- c. 成果物の取り扱いについて

提出された原図及びCADデータについては、その写しもしくはそのPDFデータを入札に係

る資料として貸与もしくは公開に利用することがある。

また、提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

- d. 図面には、原則として商品名、会社名等を記入してはならない。製品指定の必要がある場合は、特記仕様書に記載すること。
- e. 受託者は、関係官公庁等の関係機関と業務に必要な調整を行い、関係法令・基準に適合する設計図書を作成すること。
- f. 積算等に取り掛かる前に監督員による図面の確認を受けること。
- g. 本計画施設は建築基準法第48条ただし書き許可申請を受けて建設する予定であるが、許可後の計画の変更が困難な場合があるため、確認申請に伴う指摘事項等で変更が出ないようにあらかじめ関係官公庁等と十分な協議を行うこと。

### 3. 提出書類

提出書類	提出時期	部数	備考
委託業務着手届	契約時	1部	任意様式
設計業務担当者届	〃	1部	〃
設計業務協力事務所届	〃	1部	〃
工程表	〃	1部	〃
委託業務完了届	完了時	1部	町様式
委託業務提出図書	〃		4による成果品
請求書	〃	1部	町様式
その他指示するもの	必要時	必要部数	必要に応じて別途指示するものとする

4. 成果物、提出部数等

■印のついたものを提出する。

(1) 基本設計

成 果 物 等	原図	製本	概 要
a. 建築総合 <input checked="" type="checkbox"/> 建築総合基本設計書 計画説明書、仕様概要書、仕上概要書、面積表及び求積図、敷地案内図、配置図、平面図、断面図、立面図、矩計図 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input checked="" type="checkbox"/> 仮設計画概要書 <input type="checkbox"/> ( )			
b. 構造 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構造計画書 構造計画概要書、仕様概要書 <input type="checkbox"/> ( )			
c. 電気設備 <input checked="" type="checkbox"/> 電気設備基本計画設計図書 電気設備計画説明書、電気設備設計概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> ( )			
d. 機械設備 <input checked="" type="checkbox"/> 機械設備基本設計図書 機械設備計画説明書、機械設備計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> ( )			
e. 厨房設備 <input checked="" type="checkbox"/> 厨房設備基本設計図書 厨房設備計画説明書、厨房設備計画概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 工事費概算書 <input type="checkbox"/> ( )			
f. その他 <input checked="" type="checkbox"/> 透視図 <input type="checkbox"/> 透視図写真 <input type="checkbox"/> 模 型 <input checked="" type="checkbox"/> 住民説明に必要な資料 <input checked="" type="checkbox"/> ランニングコスト概算書 <input checked="" type="checkbox"/> (48条ただし書き許可申請の協議に必要なもの)			
g. 資 料 <input checked="" type="checkbox"/> 各種技術資料 <input checked="" type="checkbox"/> 各記録書			

(2) 実施設計

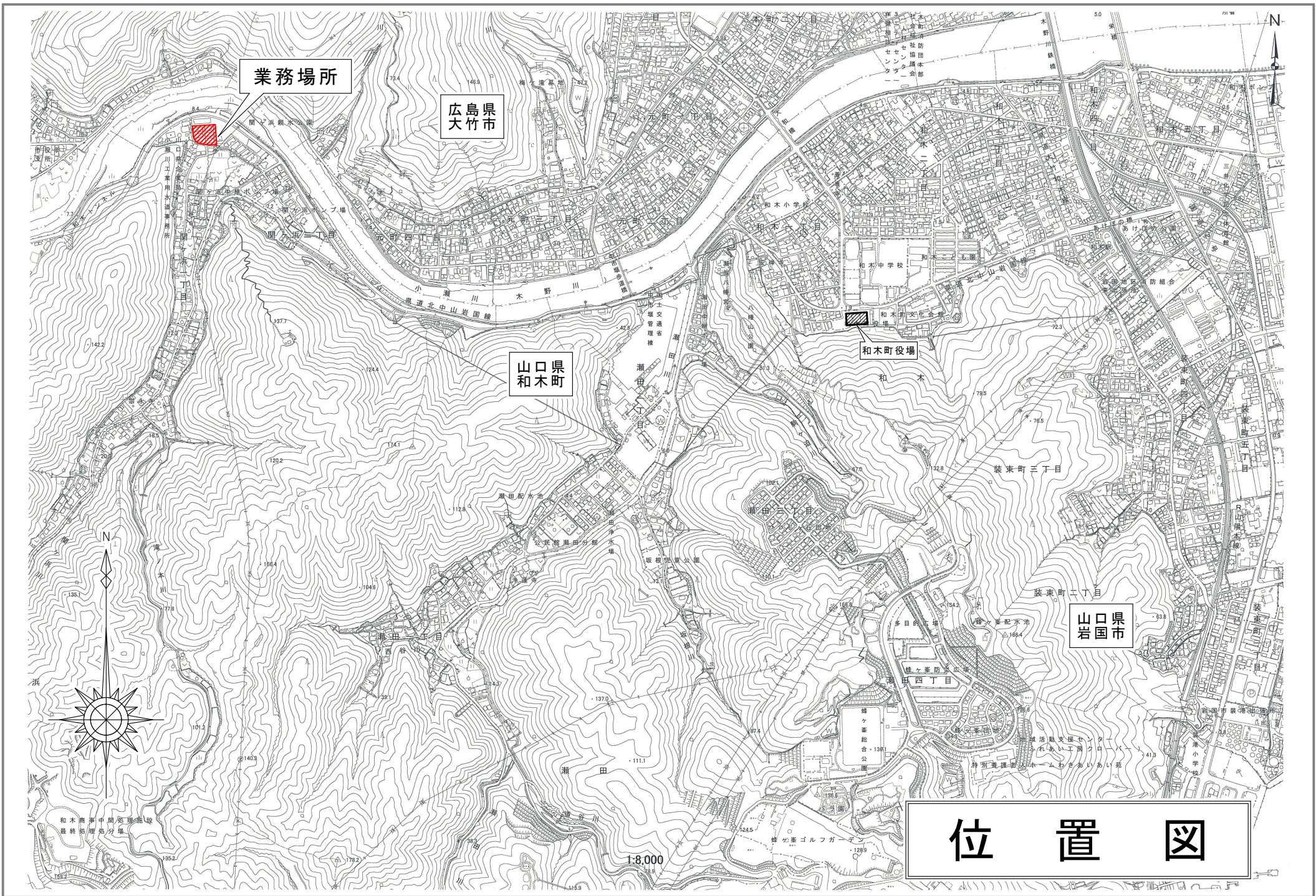
成果物等	原図	製本	概要
a. 説明書 ■重要事項説明書 (建築士法第24条の7)			
b. 実施設計図 ■建築(総合) 設計図、各種計算書、その他確認申請等に必要 な図書 ■建築(構造) 設計図、各種計算書、構造計算書、その他確認 申請等に必要図書 ■電気設備 設計図、各種計算書、その他確認申請等に必要 な図書 ■機械設備 (給排水衛生設備・空調換気設備、昇降機等) 設計図、各種計算書、その他確認申請等に必要 な図書 ■厨房設備 設計図、各種計算書、その他確認申請等に必要 な図書	各1部	各1部  各2部	A3判2つ折り製本  A4判2つ折り製本 (縮小版)  ※製本は必要に応じて 複数に分けて行 うこと
c. 積算関係資料 ■工事費内訳明細書 (建築・電気設備・機械設備・厨房設備) ■内訳明細書データ (建築・電気設備・機械設備・厨房設備) ■積算数量算出書 (建築・電気設備・機械設備・厨房設備) ■積算数量調書 (建築・電気設備・機械設備・厨房設備) ■単価決定根拠資料 ■見積書、カタログ等 ■営繕工事積算チェックマニュアルに基づくチェックリスト	各1部		A4判ファイル綴じ
d. 設計資料・その他 ■各種技術資料 ■各記録書 ■各種申請図書 ■その他(補助金の申請等に必要と思われるもの)	1部 // 必要数 //		A4判ファイル綴じ

(3) 成果品作成の際の注意事項

- a. 成果図書は令和6年国土交通省告示第8号 別添一による。
- b. 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中にも含めることもできる。
- c. 建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。
- d. 設計図の作成はCADによるものとし、原則として1図面1ファイルとする。
- e. CADデータはJWW形式とし、PDFデータも提出すること。また、作図した際の環境設定ファイルも併せて提出すること。
- f. 数量積算の漏れ、重複の防止と監督職員の確認作業の迅速化を図るため、設計図に色分けや番号振り、寸法や面積等を記載した積算図面（拾い図）を作成すること。
- g. 本設計業務はRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）を使用し設計書を作成するものとする。
- h. 原図（実施設計図）は原則A2版トレッシングペーパー（図面ケース共）とし、複製版はA2版製本（2つ折りレザック製本）及びA3版製本（2つ折りレザック製本、縮小版）とする。

5. その他

- ・ 受注者は、業務を処理するうえで知り得た秘密を漏らしてはならない。このことは契約が終了し、または解除された場合においても同様とする。
- ・ 現地調査等に必要な機材類は受注者の負担とする。
- ・ 業務内容に疑義が生じた際の協議は文書で行うものとし、必ず議事録を作成し監督職員に内容の確認を受けること。
- ・ 受注者は業務完了後、町の完了検査を受けるものこと。本業務は完了検査の合格をもって終了とするが、成果品納入後に記入漏れ、不備または誤り等が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他必要な措置を受注者の責任をもって行うものとし、それに対する経費は受注者の負担とする。また、業務完了後であっても、本業務の成果品について説明を求められた場合はこれに対応すること。



業務場所

山口県  
大竹市

山口県  
和木町

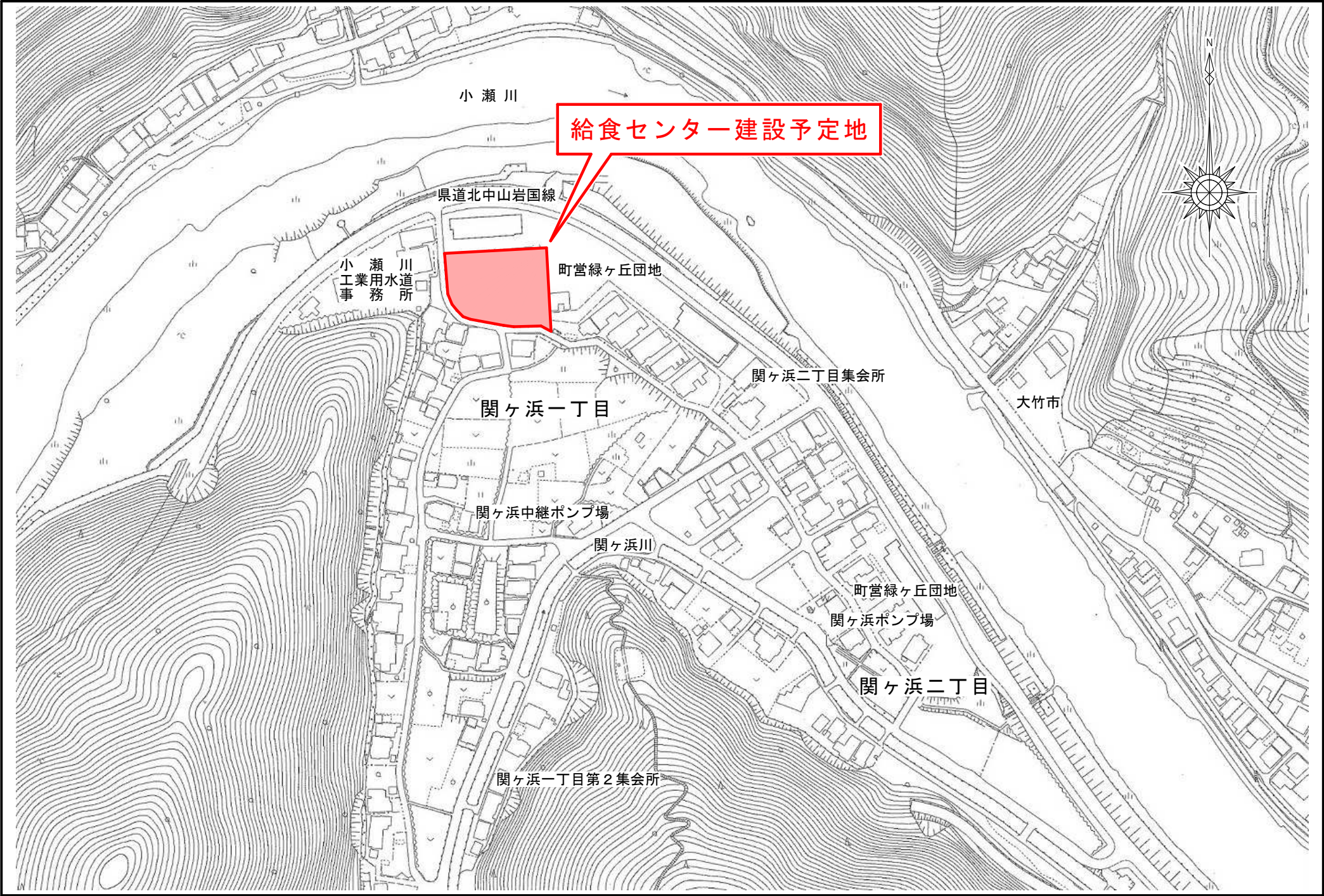
和木町役場

山口県  
岩国市

位置図

1:8,000

和木商埠中間処理施設  
最終処理場分庫



給食センター建設予定地

小瀬川

県道北中山岩国線

小瀬川  
工業用水道  
事務所

町営緑ヶ丘団地

関ヶ浜二丁目集会所

大竹市

関ヶ浜一丁目

関ヶ浜中継ポンプ場

関ヶ浜川

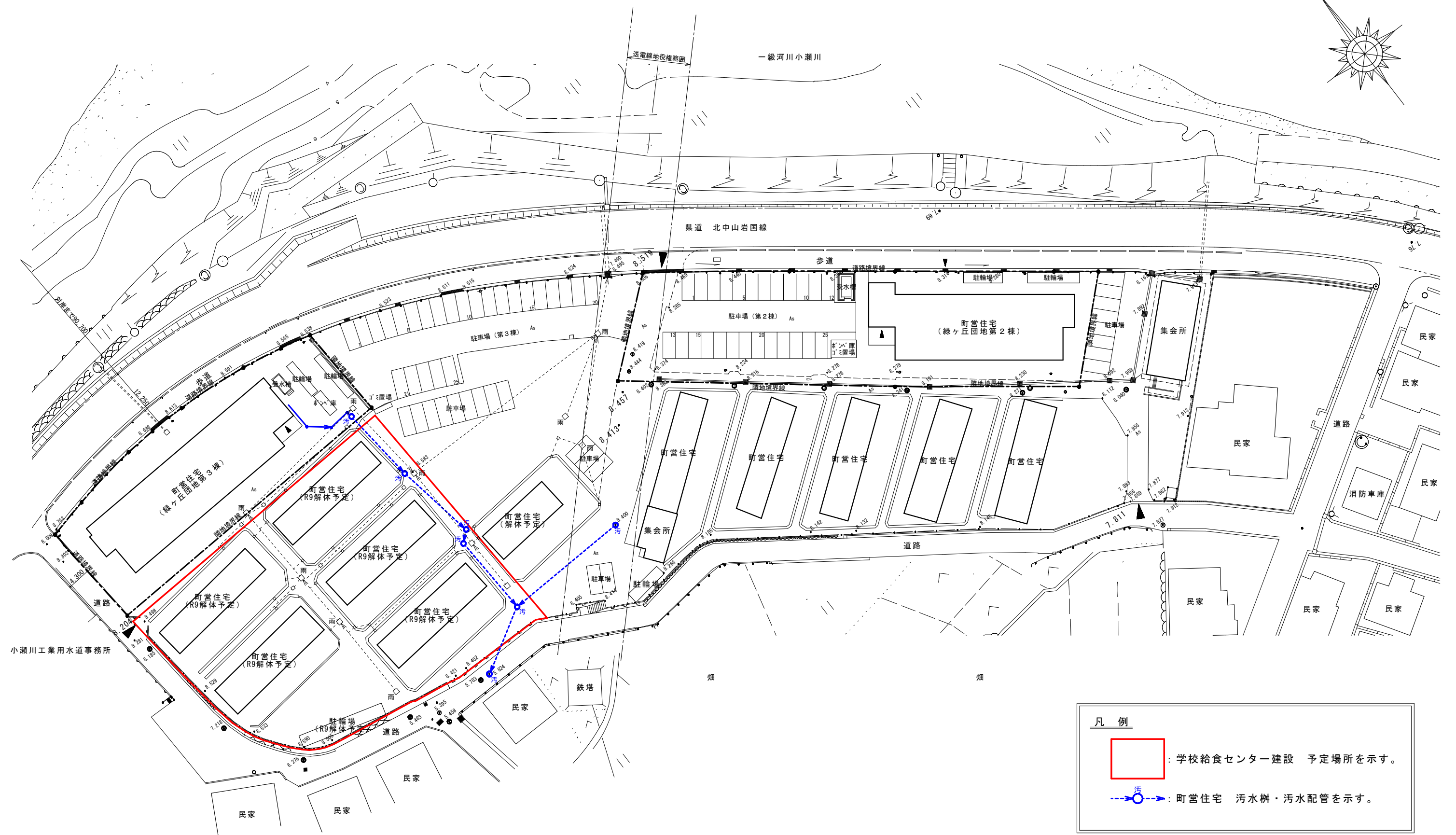
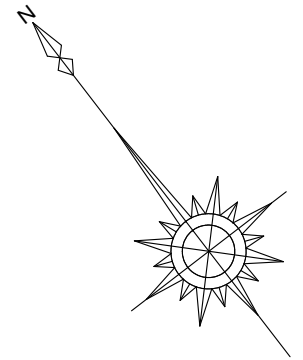
町営緑ヶ丘団地

関ヶ浜ポンプ場

関ヶ浜二丁目

関ヶ浜一丁目第2集会所





**凡例**

: 学校給食センター建設 予定場所を示す。

汚 : 町営住宅 汚水樹・汚水配管を示す。

業務名	和木町学校給食センター設計業務	日付	No
図面名	敷地現況図	縮尺	